

# 3. 環境影響評価法について

## (1) 法律の目的

環境影響評価法は、環境アセスメントを行うことは重大な環境影響を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくためにとても重要であるとの考えのもとに作られています。

そして、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業について環境アセスメントの手続を定め、環境アセスメントの結果を事業内容に反映させることにより、事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的としています。

### 環境影響評価法の目的

環境アセスメントの手続を定める

環境アセスメントの結果を事業内容に反映させる

事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにする

### トピック1 環境影響評価法の改正事項

環境影響評価法の完全施行から10年を経て浮かび上がってきた新たな課題への対応や、生物多様性の保全など、環境政策の課題の多様化・複雑化の中での環境アセスメントが果たすべき役割の変化などを踏まえて、2011年（平成23年）に環境影響評価法が改正されました。

#### ▶主な改正事項

##### 2012年（平成24年）4月1日施行

- ・交付金事業を対象事業に追加
- ・方法書段階における説明会の開催の義務化
- ・事業者により作成される図書（環境影響評価図書）のインターネットによる公表の義務化
- ・評価項目等の選定段階において環境大臣が意見を述べる手続を規定
- ・環境影響評価法施行令で定める市から事業者への直接の意見提出
- ・都道府県知事等が免許等を行う者等である場合に環境大臣に助言を求める手続を規定

##### 2013年（平成25年）4月1日施行

- ・計画段階環境配慮書手続（配慮書手続）の創設
- ・環境保全措置等の結果の報告・公表手続（報告書手続）の創設